

論点ごとの判例の到達点が瞬時にわかる 唯一の書 論点体系シリーズ!

保険に関する法律問題の解決に不可欠な“判例”を中心に据えた実務解説書!
逐条に加え、主要な保険種類を体系立てて収録!

論点体系 保険法

全2巻

編著

山下友信 (同志社大学大学院司法研究科教授)
永沢 徹 (弁護士)

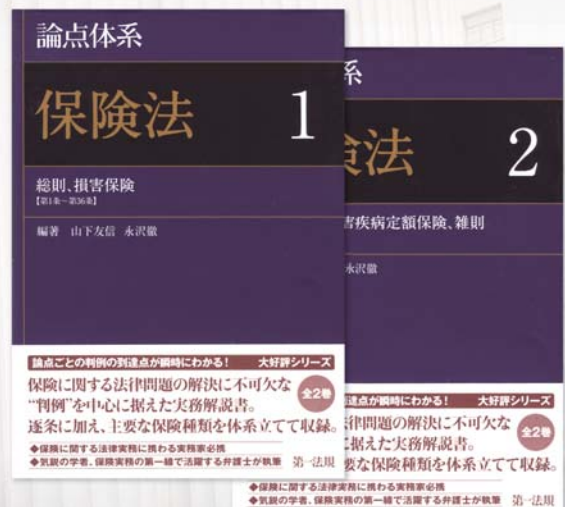
A5判/上製/全2巻 各巻 本体4,800円+税

- ◆保険に関する法律実務に携わる実務家必携
- ◆気鋭の学者、保険実務の第一線で活躍する弁護士が執筆

論点体系 保険法 全2巻

第1巻 総則、損害保険【第1条～第36条】

第2巻 生命保険、傷害疾病定額保険、雑則【第37条～第96条】



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

められるときは、その程度に応じ、災害死亡保険金や、災害入院給付金の削減払を行う旨の条項が置かれているのが一般的である。

***** 論 点 *****

- 1 故意の対象事実をめぐる解釈問題
- 2 保険契約者による免責事由と保険金受取人による免責事由との関係
- 3 傷害保険契約の偶然性の立証責任
- 4 精神的衝動による障害を傷害から除く免責条項の意義
- 5 酒気帯び免責条項をめぐる解釈問題
- 6 麻薬等運転免責の範囲
- 7 約款上の犯罪行為の免責条項の有効性

収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com判例体系』の判例IDを記載しています。『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

◆条文の概要を簡潔に解説しています。

◆第80条

(保険者の免責)

第80条 保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第3号に掲げる場合には、給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。

- 一 被保険者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき。
- 二 保険契約者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 三 保険金受取人が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき（前2号に掲げる場合を除く。）。
- 四 戦争その他の変乱によって給付事由が発生したとき。

【条文の概要】

本条1号は傷害疾病定額保険契約の保険給付事由の客体である被保険者（2条4号ハ）が、故意又は重大な過失により保険給付事由を招致することは、公益上許されず保険契約上の信義則に反することを理由に、保険者の免責を認める。

同様に、本条2号は、保険契約の当事者である保険契約者が故意又は重過失により保険事故を招致することは契約当事者の信義則に反することを理由に、保険者の免責を認める。

傷害疾病定額保険契約においては、被保険者の傷害又は疾病（2条4号ハ）に基づき、傷害疾病による治療、死亡その他の給付を要件として傷害疾病定額保険契約で定められている給付事由の発生により保険給付がなされる。保険給付の客体となる被保険者（2条4号ハ）以外に、保険給付を受ける者である保険金受取人がいる（2条5号）。そのことから、被保険者と同様な趣旨から、本条3号で免責事由とされている。もともと、3号所定の給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人がいた場合には、その者についてまで、免責を認める合理的な理由はないことから、本条本文ただし書によって免責の対象外としている。

故意には意図的故意を含むことに異論はないが、未必の故意も含まれるかについて議論がある（この点については、山下典考「判批」連報判例解説Vol.9（2011年）116、117頁を参照）。同様に重過失の意義についても議論がある（この点については、17条の論点2を参照）。

本条4号は、戦争その他の変乱によって給付事由が発生したときについて、これを保

◆論点を網羅的・体系的に整理しています。

論点 1 故意の対象事実をめぐる解釈問題

傷害の故意しか有しなかったが、予期しない死亡という結果が生じた場合にまで保険者の免責が認められるかについて見解の対立がある（学説の状況については、小野寺千世「判批」保険百選73頁、山下友=米山編・保険法解説（譜阿憲）435-437頁参照）。任意自動車保険の対人賠償責任保険に関する事案であるが、最判平成5-0-88民集14巻11号1頁（25000040）は、「傷害と死亡とは、通常、その被害の重大性において質的な違いがあり、損害賠償責任の範囲に大きな差異があるから、傷害の故意しかなかったのに予期しなかった死の結果を生じた場合についてまで保険契約者、記名被保険者等が自ら招致した保険事故として免責の効果が及ぶことはない、とするのが一般保険契約当事者の通常の意思に沿

その後の死亡という結果について保険者免責が認められるか否かは相当因果関係の有無で判断されることになると考えられる（山下友・保険法373頁参照）。

上記のケースとは異なり、被保険者が自殺を図り高度障害状態となった場合に本条1号の故意による保険給付事由に該当するかについては、その理由付けについては様々であるが肯定的に解されている（星野太見「自殺企図行為と高度障害保険金の故意免責」生命保険雑誌70巻3号（2002年）105頁、中込一洋「判批」保険事例研究会レポート174号（2002）編「保険判例の分析と展開」金融編「保険判例の分析と展開」生命保険論集1

◆事例として、論点における具体的な判例をピックアップしています。

事例

うつ病罹患者である被保険者が自殺企図行為に基づき高度障害状態となった事案である東京高判平成13-7-30生判13巻617頁（28221768）は、「自殺の意図と、自傷行為の故意とは、全く別個、異質なものでなく、自殺の故意は、当然に自己の身体を傷害する故意を含むものということができ、たとえ、自殺企図者の主観において、未遂に終わり高度障害状態となることを望まない場合であっても、自殺企図行為の敢行は、すなわち自傷行為の敢行であり、後者についての認容を含む」と判示し、保険者の免責を認める。

論点 2 保険契約者による免責事由と保険金受取人による免責事由との関係

本条3号所定の給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人がいた場合には、その他の保険金受取人の保険給付部分は免責の対象外とされている（80条本文ただし書）。

しかし、免責の対象となる保険金受取人が保険契約者を兼ねていた場合には、本条2号の適用により、他の保険金受取人の保険給付部分も含めた保険給付全部について免責の効果が及ぶことになる（富山地判平成23-5-27判タ1365号228頁

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 論点保険法

検索

CLICK!

シリーズ既刊

金融商品取引法（全2巻）／独占禁止法（全1巻）／判例労働法（全4巻）
判例民法（第2版）（全10巻）／会社法（全6巻＋補巻）／判例憲法（全3巻）

好評発売中!